の表において「市町村経常的経費決算額」という。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

d　平成26年度から平成30年度までの地方財政状況調査による市町村経常的経費決算額（復旧・復興事業分を除き、指定都市にあつては、平成29年度及び平成30年度の人件費については、県費負担教職員のうち当該指定都市立の小学校等の職員に対して負担した人件費に相当する額として総務大臣が通知した数から退職金に相当する額として総務大臣が通知した数を控除した額を控除した数とする。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅳ

D＝35.71×（f／e）－33.71

f／eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　平成30年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）の「市町村税の徴収実績」（以下この表において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　平成30年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入定済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

E＝2.75×（h／g）－0.75

h／gに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）。この場合において、平成５年４月２日から平成30年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の料金収入又は費用については、当該新市町村に係る合併関係市町村の料金収入又は費用の合計数とし、平成５年４月２日から平成30年４月１日までの間に加入する一部事務組合等が解散、構成市町村が一部事務組合等を脱退若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した料金収入又は費用（２以上の市町村において当該一部事務組合等の事業を承継している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た料金収入又は費用（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。

a3　平成26年から平成30年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成26年度から平成29年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）

a5　平成26年から平成30年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成26年度から平成29年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及